

令和8年度 廿日市市立廿日市中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、廿日市市立廿日市中学校（以下「本校」という）で教育を受ける生徒の人格形成と健全な成長を願い、一人一人の生徒が本校の一員であるという自覚を持ち、人と社会のために奉仕することができる人になるために生徒・教職員・保護者が一体となって共通認識し、実践をしていくためのものである。

第1条【目的】

この規程は、本校生徒が自主的・自律的に学校生活をよりよく過ごし、生きるために必要な社会性を身に付け、本校の学校教育目標を達成するために定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

本校生徒が学校生活をより充実させ、確かな学力や豊かな人間性・社会性を身に付けていくことを目的とする。

第2条【登下校・欠席・早退・外出】

社会の一員として、交通ルールを厳守し、安全な登下校をすること。また、欠席・早退・外出についても次のことを守ること。

(1) 次の時間を守って登下校を行うこと。

期 間	登校時刻	始業開始	完全下校	学校の許可がある場合	
				活動終了	完全下校
4月1日～9月30日	7:45～	8:20	16:15	17:45	18:00(延長可)
10月1日～文化活動発表会前日	7:45～	8:20	16:15	17:15	17:30(延長不可)
文化活動発表会後日～12月31日	7:45～	8:20	16:15	16:45	17:00(延長不可)
1月1日～1月31日	7:45～	8:20	16:15	17:00	17:15(延長不可)
2月1日～2月末日	7:45～	8:20	16:15	17:15	17:30(延長不可)
3月1日～3月31日	7:45～	8:20	16:15	17:30	17:45(延長不可)

※学校の許可を得て部活動や生徒会活動、学級活動等をする場合は、7時20分に登校してもよい。

※8時20分からの始業に間に合うように8時15分までに入室する。

- (2) 8時20分に教室（朝会の場合は、体育館で点呼）にいなければ遅刻とする。遅刻した場合は、職員室で登校の報告をし、遅刻届を受け取る。遅刻届は、担任または教科担任等に手渡す。
- (3) 登下校のときは、個人カードに記入した通学路を通ること。地域の方に迷惑にならないように他人の敷地や駐車場を横切ったり、道に広がって歩いたり、寄り道や買い食いをしたりしない。
- (4) 徒歩通学とする。特別な事情があれば、学級担任を通じて通学方法について学校の許可を得る。
- (5) 登校後は、安全のため許可なく校外に出ない。

第3条【生活規律】

公の場に相応しい服装や礼儀・マナー、社会常識を身に付けるために次のことを守ること。

(1) 服装や持ち物については、以下の物を着用・利用すること。

種類	身に付けるものとその条件	
服装① 【指定】	冬服	《詰襟（襟章）、ズボン、カッターシャツ（校章入）》
		《ジャケット（胸章）、スカート・スラックス、ブラウス（校章入）》

服装① 【指定】	夏服	《夏季用ズボン、開襟シャツ・ポロシャツ（校章入）》
		《夏季用スカート・スラックス、ブラウス・ポロシャツ（校章入）》
服装②	ベルト	【無地、黒、ズボン・スラックスの場合のみ】
	肌着	【無地、白・黒・紺・ベージュ、ワンポイント（2 cm ² 程度）可、ハイネック不可】
	靴下	【くるぶしが完全に隠れる長さ、無地、白・黒・紺、ワンポイント（2 cm ² 程度）可】
	通学靴	【ひも付き、白の単色、ハイカットは不可】
	長靴	【単色（一部のみ他の色は可）、柄なし、メーカーロゴ 可、下駄箱に入る長さ、降水・積雪時】
服装③	帽子	【キャップ、白・黒・灰、ワンポイント（2 cm ² 程度）・ライン可、部活動用 可】
	手袋	【白・黒・紺・灰、ワンポイント（2 cm ² 程度）・ライン可】
	マフラー・ネックウォーマー	【白・黒・紺・灰、ワンポイント（2 cm ² 程度）・ライン可】
	セーター・カーディガン	【白・黒・紺・灰、ワンポイント（2 cm ² 程度）・ライン可】
	タイツ・レギンス・スパッツ	【黒・ベージュ、編み目や柄のないもの】
	防寒着（コート・ウインドブレーカー・ダウンジャケット）	【白・黒・紺・灰、原則フードなし、部活動用 可】 ※やむを得ずフードつきを着用する場合は、安全面の観点からフードを中に入れ込んで着用する。
持ち物 【指定】	《生徒証明書【毎日携行する】、名札【左胸につける】、上履き》 《通学靴、サブバッグ》	

※冬服・夏服、服装③は、気候に合わせて各自で調整すること。（夏服着用の目安：5月～10月）

①入学式・卒業式は、必ず冬服を着用する。

②名札を忘れた場合や紛失した場合は、臨時的に名札シールを付ける。

③通学靴・サブバッグに反射板や目印になるもの【1個、名札程度の大きさ、遊べる・音が鳴る・光が出るなどの要素がない】を付けてもよい。ただし、制服・筆箱などにつけてはならない。

④帽子・手袋・マフラー・ネックウォーマーは、生徒玄関で脱ぎ、校舎内では着用しない。防寒着については、教室で着脱してもよい。また、シャツやブラウスの上から着用してもよい。

⑤セーター・カーディガンは、着用時、制服の袖や裾から出さないようにすること。

⑥体温調節のため、セーター・カーディガンの状態で授業を受けてもよい。

⑦体育などの運動時、タイツ(腰から足先まで覆うもの)は着用せず、靴下を履くこと。

⑧活動時間の確保のため、部活動の生徒のみ（主に運動部）、部活動時の服装のまま下校してもよい。

(2) 頭髪は、次の表に沿って、中学生らしく清潔で、活動しやすい髪型にする。

前髪 (前に垂れる髪は前髪と判断)	眉毛の下のラインを超えてもよいが、目にはかからないようにする。目にかかる場合は、ヘアピン（黒又は紺色のアメピン又はパッチンピン）で髪を留める。
頭髪全体	肩にかかる場合は、ゴム紐（黒・茶・紺の単色、装飾のないもの）で耳より低い位置で2つに結ぶか、中央で1つに結ぶ。
〈禁止事項〉パーマ・染色・脱色・整髪料・アクセサリ、眉剃り、その他不必要に手を加えない。（極端に頭髪の一部が長めになっている、段になっている等）	

(3) 学校生活に不必要なものは持ってこない。（電子機器、間食、菓子など）

(4) 飲料水の持参は、お茶、スポーツドリンクのみを許可する。原則、飲用は休憩時間やその他、許可

された時間とするが、5月～10月については、授業中に個人の判断で飲用してもよい。（授業内容によっては、授業者の許可を必要とする場合もある。）

(5) 塩分補給のためのタブレットは、部活動中かつ顧問に許可を得てから利用する。

第3章 校外での生活に関すること

保護者責任の観点から、指導内容を記載し、学校・家庭・関係機関と連携しながら指導を行う。

第4条【校外生活】

学校以外の場でも本校生徒らしい責任と節度ある行動をとれるように努めること。

- (1) 一度帰宅した後でも、学校に来るときは、制服を着用すること。（原則、私服は不可）
- (2) アルバイトは、原則禁止する。
- (3) 保護者の許可がおりた場合に限り（行き先や帰宅時間等を確実に伝える）、主体性を育む観点から、遊技場（ゲームセンター・カラオケボックス・映画館・遊園地・ネットカフェ等）に行けることとする。
- (4) 保護者の許可がない限り、日没後（17:00～19:00以降）の外出や外泊はしないこと。
- (5) 公道において他者の迷惑になること、事故を起こすこと、事故にあうような行動はしないこと。

第5条【携帯電話・インターネット】

携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用に関しては、保護者の責任と管理のもと使用する。

- (1) SNSなどに他者の中傷や誤解を招く内容、個人情報（写真を含む）を書き込まないこと。
- (2) 家庭でのルール作りやフィルタリング機能を活用する等、トラブルの未然防止に努めること。
- (3) ネットトラブルによる被害や加害が生じた場合は、すぐに保護者や学校・警察に相談すること。

第4章 問題行動への対応に関すること

生徒が問題行動を起こした場合には、「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、なぜ起きたのか、どこが問題なのか、今後どのように行動すれば防げるのか等を振り返り、より良い学校生活を送れるようにする。

第6条【基本的な対応】

問題行動が発生した場合、関係生徒一人一人に対し、教員を配置し、事実の確認を速やかに行う。その後、各生徒への指導を実施し、原則その日のうちに担任（または副担任）より各家庭に連絡をする。

第7条【特別な指導】

規則違反を繰り返す行為や触法行為など問題行動を起こした生徒で教育上必要と認められた場合は、分類表に準じて「特別な指導」を行う。指導内容・方法と指導期間は、発達段階や問題の程度・常習性も配慮して学校と保護者が連携を図り決定する。ただし、「特別な指導」は、生徒本人が改善に向けて指導に従い、教室内の安全・安心が確保できることが確認できるまで継続する。

第5章 その他

第8条【規程の周知】

本規程は、生徒には全校・学年集会等で、保護者にはPTA総会・懇談会・入学説明会等で説明し、周知・徹底を図る。また、本校ホームページに掲載する。

第9条【規程の発展】

本規程の改訂は、原則、次の流れにそって行う。

- ①学級で「生徒指導規程」の改訂に関わる協議を行い、出された提案を代議委員会に提出する。
- ②代議委員会で提案内容を協議・検討・整理し、提案をPTA常任委員会に提出する。
- ③PTA常任委員会が代議委員会で過半数を得られた提案を承認するか協議・検討・決定する。
- ④学校長がPTA常任委員会で過半数を得られた提案を承認するか検討・決定する。
- ⑤承認された改訂案について、生徒会長が生徒会に説明をした後、施行する。

問題行動への対応分類表

——<一般的な指導の分類>——

指導対象の主な事柄	指導内容と方法
【ルール違反(すぐに直せる)】 ○頭髪違反(整髪料使用等) ○シャツ出し等制服規程 ○シューズのかかと踏み ○授業妨害や授業放棄	①その場で注意+指導(原則、即日対応) ②Chromebookなど学校から貸し出したものを目的以外のことに使った場合は、上記の①と目的に合った使い方をすることを約束してから使用权を返す。繰り返す場合は、保護者連携を行う。
○不要物所持 ○携帯電話やスマートフォン等の通信機器所持	①その場で注意+指導(原則、即日対応) ②学校で預かり、保護者が受取りに来る。また、家庭での指導の依頼をする。
○インターネット(LINE/Blog/X等)へ他者や特定の団体を誹謗中傷する(その可能性のある)書き込み、また、写真の掲載等	①その場で注意+指導(原則、即日対応) ②警察等関係諸機関と連携しながら指導を継続する。
○不正行為(カンニングなど)	①教室から退室させる。 ②別室で事実確認・説諭、反省文を書く。 ③保護者連携(学校面談)

※指導に従わない場合は、「特別な指導1」に移る。

——<特別な指導の分類>——

分類と期間	指導対象の主な事柄	指導の基本的な流れ
特別な指導1 (1時間~)	【ルール違反(直すまで期間を要する)】 ○頭髪違反(段カット/染色脱色/パーマ等) ○眉ぞり(整えるも含む) ○ピアス ○その他、その場で直せない制服違反等	①別室指導(事実確認・説諭・振り返り等) ②保護者連携(学校面談、家庭訪問等) ③定期的に改善傾向か確認 ※原則、複数の教員で指導・確認
特別な指導2 (1日~)	【いじめに関すること】 ○いじめと認知されるすべての行為 【触法行為】 ○喫煙 ○飲酒 ○夜間徘徊 ○万引き ○器物損壊(故意) ○危険物所持(ナイフ類等) ○金品強要・恐喝 ○性に関する問題行動 ○暴力行為(対教師、対生徒、対人)	①別室指導(事実確認・説諭・振り返り等) ②保護者連携(学校面談、家庭訪問等) ③謝罪(被害者が受ける場合)、弁償 ④基礎学習指導 ⑤教育委員会や警察等関係諸機関と連携 ※問題行動の内容によって、特別な指導2もしくは3にするか決める。 ※学校教育法第11条に基づき出席停止について協議する。
特別な指導3 (5日~)	(上記2の事柄を含む)	(上記2の事柄を含む)

※別室指導期間中、管理職を含めて対応する。

※試験の受験、行事及び部活動の参加について別途協議する